

現行学習指導要領の必修科目について

現行学習指導要領は、2003年度（平成15年度）に高等学校に入学した人から適用されています。
（注：文中の「単位」は、1単位が35時限、1時限は50分、週1時限の授業が1年で1単位。）

地理歴史

- 地理歴史のうち、「世界史A（2単位）」か「世界史B（4単位）」は必ず履修しなければならない。
- 世界史の他に、「日本史A（2単位）」「日本史B（4単位）」「地理A（2単位）」「地理B（4単位）」のいずれか1科目を履修しなければならない。
- 世界史を履修していなければ履修漏れ。
- 世界史だけしか履修していなければ履修漏れ。

公民

- 公民のうち、「現代社会（2単位）」か「倫理（2単位）」+「政治・経済（2単位）」は必ず履修しなければならない。
- 「現代社会」を履修せずに、「倫理」か「政治・経済」のどちらかしか履修していなければ履修漏れ。

理科

- 理科のうち、「理科基礎（2単位）」「理科総合A（2単位）」「理科総合B（2単位）」「物理I（3単位）」「化学I（3単位）」「生物I（3単位）」「地学I（3単位）」のうちから2科目を履修しなければならない。
- 理科の必修2科目のうち、「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」のいずれか1科目は必ず履修しなければならない。
- 理科を1科目しか履修していなければ履修漏れ。
- 「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」のいずれか1科目を履修していなければ履修漏れ。

その他

- 保健体育のうち「保健（2単位）」「体育（7単位）」のいずれも履修しなければならない。
- 芸術のうち「音楽I（2単位）」「美術I（2単位）」「工芸I（2単位）」「書道I（2単位）」のいずれか1科目を履修しなければならない。
- 家庭のうち「家庭基礎（2単位）」「家庭総合（4単位）」「生活技術（4単位）」のいずれか1科目を履修しなければならない。
- 情報のうち「情報A」「情報B」「情報C」のいずれか1科目（2～4単位）を履修しなければならない。

教科「情報」の履修について（特例措置）

- 指導要領附則2「第1章第3款の1の(10)の必履修教科・科目については、当分の間、特別の事情がある場合には、以下に掲げる科目のうち1科目又は2科目の履修をもって、その履修に替えることができる。」

- (1) 「数学B」のうち第2章第4節第2款第6の2に示す内容の(3)若しくは(4)の履修又は「生活技術」の履修（第2章第9節第2款第3の2に示す内容の(3)を履修する場合に限る。）（これらの場合、代替できる単位数はそれぞれ1単位とする。） この部分にコンピュータに関する内容が含まれるため代替OK。
- (2) 普通科及び総合学科における「農業情報処理」「情報技術基礎」「情報処理」「水産情報技術」「家庭情報処理」「看護情報処理」又は「福祉情報処理」の履修 これらもコンピュータに関する内容が含まれるので代替OK。専門高校（商業、工業など）は学習指導要領第1章第3款2の(2) 専門教育に関する各教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教育に関する各教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。 により代替OK。
- (3) 公民、数学、理科又は家庭の各教科に属する学校設定科目として設ける情報に関する科目の履修（公民に属する科目の履修をもって代替できる単位数は1単位とする。） 学校設定科目とは、各学校で独自に作成し授業を行うもの。この中にコンピュータに関する内容が含まれればOK。この場合は教科書は独自のものを使用できる。

ただし「当分の間、特別な事情」とは「教員や施設が準備できるまで」という意味である。

原文

文部科学省・高等学校学習指導要領（平成11年3月）

高等学校学習指導要領（平成11年3月）

第1章 総則

第3款 各教科・科目の履修等

1 必履修教科・科目

すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数が2単位である必履修教科・科目を除き、その単位数の一部を減じることができる。

(1) 国語のうち「国語表現Ⅰ」及び「国語総合」のうちから1科目

(2) 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

(3) 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」

(4) 数学のうち「数学基礎」及び「数学Ⅰ」のうちから1科目

(5) 理科のうち「理科基礎」、「理科総合A」、「理科総合B」、「物理Ⅰ」、「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」及び「地学Ⅰ」のうちから2科目（「理科基礎」、「理科総合A」及び「理科総合B」のうちから1科目以上を含むものとする。）

(6) 保健体育のうち「体育」及び「保健」

(7) 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

(8) 外国語のうち「オーラル・コミュニケーションⅠ」及び「英語Ⅰ」のうちから1科目（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その単位数は2単位を下らないものとする。）

(9) 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活技術」のうちから1科目

(10) 情報のうち「情報A」、「情報B」及び「情報C」のうちから1科目